令和9年度施設供用成果公開課題 定期募集(第1回)要項

高崎量子技術基盤研究所研究推進室

高崎量子技術基盤研究所の施設供用成果公開課題を下記のとおり公募いたします。

1. 対象施設および運転予定期間

募集の対象とする加速器および運転予定期間は、次のとおりです。

ただし、社会情勢の影響に伴い、加速器又は照射施設の運転期間が短縮される場合や、利用可能時期が変更される可能性がありますのであらかじめご了承ください。

・AVF サイクロトロン(全体で23時間を配分予定) 期間:令和9年4月～令和10年3月

・3MV タンデム加速器(全体で35日を配分予定) 期間:令和9年4月～令和10年3月

・3MV シングルエンド加速器(全体で37日を配分予定) 期間:令和9年4月～令和10年3月

・400kV イオン注入装置(全体で15日を配分予定) 期間:令和9年5月～令和10年3月

※1:AVF サイクロトロンは、定期運転期間(4月～12月)と延長運転期間(1月～3月)をあわせて募集しますが、現段階では延長運転期間の運転予定は未定です。

※2:3MV タンデム加速器、3MV シングルエンド加速器および 400kV イオン注入装置の募集時間は、施設供用(成果公開)と施設供用(成果非公開)との合計の募集時間を記載しています。

※3:各加速器の1日の照射利用時間は以下のとおりです。

1)サイクロトロン 「ハーモニクス1及び 2」:14 時～22 時(8 時間枠)、「ハーモニクス 3」:15 時～22 時(7 時間枠)

2)タンデム、シングルエンド、イオン注入装置 :ビーム調整終了～17 時

※4:1号加速器、コバルト60照射施設は、成果非公開課題のみ受け付けているため、今回の定期募集には含まれていません。

なお、施設の利用に関しては、応募される前に(技術的観点における)実施の可否等について、「供用対象施設・設備」に記載された各施設・設備の担当者と事前に十分な打ち合わせを

行った上で、お申込みください。事前打ち合わせが十分でない場合、課題を受理しない場合があります。

2. 利用時間の配分

課題審査結果に基づき、加速器毎にビームタイムを配分します。

3. 応募方法

施設供用システム（電子申請システム）にログインの上、電子申請してください。

電子申請の手順については、別の PDF ファイル「令和9年度実験課題申請要領」をご確認ください。

※1：施設供用システムにログインするためには、ユーザ ID の登録が必要です。ユーザ情報新規登録からご登録ください。

※2：電子申請時のアップロードファイルは、

（別添1）研究計画等記入用紙

をダウンロードして必要事項を記入し、PDF 形式に変換した上でアップロードしてください。

また、必要に応じて（別添2）化学物質リスクアセスメント実施報告書をご提出ください。

4. スケジュール

（1）課題申請書締め切り：令和8年11月24日（火曜日）12時まで

（2）課題審査結果および年間配分時間数の通知：令和9年1月上旬

・課題審査によって決定した配分時間数をご連絡いたします。

・課題不採択の場合はその旨をご連絡いたします。

（3）ビームタイム割付の通知：令和9年3月中旬

対象割付期間：

サイクロトロン　定期運転期間（令和9年4月～12月）、

静電加速器　　上期運転期間（令和9年4月～9月）

5. 施設利用料金

施設利用料金につきましては、別途 QST が定める規則に基づきお支払いいただきます。

6. 利用課題審査

施設供用課題審査委員会の専門委員による課題審査（書類審査）を行い、その結果に基づいて課題の採否および配分利用時間を決定します。

7. 応募資格

応募資格は大学、民間企業および公的研究機関等に所属する方といたします。ただし、産業・実用化利用区分の課題責任者は、民間企業に属する研究者等とします。

8. 利用課題実施報告書

成果公開課題については、施設供用約款に基づき、施設を利用した年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 60 日以内に実施報告書を研究推進室（takasaki-kyoyo@qst.go.jp）へご提出ください。

※期限までにご提出いただけない場合は、施設供用約款に基づき、成果公開課題としてお支払いいただいた利用料金との差額を請求いたします。

なお、提出された実施報告書は、QST のホームページで公開いたします。必要に応じて実施報告書の修正を依頼する場合もあります。あらかじめご了承ください。また、実施報告書には、論文等による成果発表の予定、供用施設を用いて行われた研究に係る学位論文等の件数（該当がある場合）についても情報をご記載ください。

9. 成果の公表

（1）成果公開課題については、施設利用に基づく成果を公表の上、施設利用年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 2 年以内に「成果公表連絡票」を研究推進室（takasaki-kyoyo@qst.go.jp）へご提出ください。

※期限までにご提出いただけない場合は、施設供用約款に基づき、成果公開課題としてお支払いいただいた利用料金との差額を請求いたします。また、今後の利用課題の採択および利用時間の配分を決定する際に重要な判断基準となります。

（2）論文発表等で成果を公表する場合、論文等に「量子科学技術研究開発機構の施設供用制度」または“the Shared Use Program of QST Facilities” によることを明記してください。また、「成果公表連絡票 」のご提出に際しては、論文別刷りなど資料を添えてご提出ください。QST は、提出された成果公表連絡票を基に公表情報としてとりまとめ、ホームページで公開いたします。

（3）論文発表等での成果の公表は、以下の例に準ずるものといたします。

例：原著論文、総説、プロシーディングス、刊行書籍・雑誌等、公表される社内報、外部発表（学会、研究会、セミナー、シンポジウム、講演会、報告会など）、プレス発表、特許出願

10. 知的財産等の取扱

供用施設の利用によって得られた知的財産について、発表、出願等を行う場合は、事前に研究推進室までご連絡ください。施設供用約款の定めに従って取り扱います。

11. 次回の課題募集

令和9年度の定期課題募集（第2回)を行う場合は、令和9年4月以降に行う予定です。

12. その他

（1）施設をご利用になる際には、別途利用申込書等による事務手続きが必要です。詳細につきましては、課題採択後、お知らせいたします。

（2）課題が採択されても供用施設の予定外の運転停止等により、課題が実施できない場合や、利用時期の変更や利用時間の減少が生じる場合があります。なお、QST は、これらの場合に生じた損害等の補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

（3）旅費・宿泊費等の支給はありませんので、利用者の負担になります。

（4）本公募により提供された情報は、施設供用にかかわる業務に利用いたします。

（5）実験に参加するために管理区域に入域する方は、放射線業務従事者として指定登録する必要があります。また、管理区域内での作業は安全確保のため、複数名で実施する必要があります。

13. 問い合わせ先

takasaki-kyoyo@qst.go.jp

以上